

新たな北海道総合計画
(原案・事務局案)
見え消し版

令和6年1月

北海道

新たな北海道総合計画（原案） 目次

第1章 総合計画の考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の特色性格	
5 計画の全体像	
第2章 北海道の「めざす姿」	3
1 北海道の将来展望	
（1）北海道を取り巻く状況	3
（2）北海道の特性・潜在力	23
2 計画のめざす姿	
（1）めざす姿を掲げる考え方	25
（2）めざす姿の実現に向けた政策展開の基本方向と地域づくりの基本方向	26
第3章 政策展開の基本方向	29
1 潜在力発揮による成長	
（1）食	33
（2）観光	38
（3）ゼロカーボン	41
（4）デジタル	45
（5）ものづくり・成長分野	47
（6）産業活性化・業種横断分野	49
2 多様な人の活躍誰もが可能性を發揮できる社会と安全・安心な暮らし	
（1）子ども未来・子育て	52
（2）教育・学び	55
（3）医療・福祉	58
（4）就業・就労環境	61
（5）中小企業・商業	63
（6）安全・安心	65
3 各地域の持続的な発展	
（1）地域づくり	68
（2）グローバル化	70
（3）北海道の強靱化	72
（4）社会経済の基盤整備	74
（5）自然・環境	79
（6）歴史・文化・スポーツ	82

第4章 地域づくりの基本方向	85
1 地域づくりの基本的な考え方	
2 計画推進上のエリア設定	
3 地域づくり推進の手立て	
4 地域の方向性	
(1) 道央広域連携地域	89
(2) 道南連携地域	91
(3) 道北連携地域	92
(4) オホーツク連携地域	94
(5) 十勝連携地域	95
(6) 釧路・根室連携地域	96
第5章 計画の推進	99
1 計画の推進の考え方方針	
2 計画の推進手法	
3 計画の推進管理	
4 計画の推進体制	
附属資料	
総合計画の指標設定について	105

第1章 総合計画の考え方

1 計画策定の趣旨

北海道では、1977（昭和52）年度以降、計画期間を概ね10年間とする長期の総合計画を5次にわたり策定し、これらに沿って様々な施策や事業を展開しながら、北海道の発展、道民生活の安定と向上に努めてきました。

今、北海道は不安定な国際情勢を背景に、エネルギーの安定的な供給や、食料・経済の安全保障が課題になるなど、社会や経済の大きな変化に直面するとともに、人口減少・少子高齢化の進行により、地域の暮らしや経済を支える担い手の不足といった課題も深刻化しています。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模自然災害に対する備えも喫緊の課題となっています。

こうした中、道内各地域、そして北海道が持続的に発展していくためには、本道の特性や食、観光、再生可能エネルギーなどのポテンシャルを力に変え、様々な変化を捉えて、国内外の新たな需要を取り込みながら、魅力ある地域を創り上げていくことが重要です。

このため、道民や市町村をはじめ多様な主体と連携し、**とも共**に行動していくための指針として、新たな総合計画を策定します。

この計画に沿って、こうした変化や課題に的確に対応し、北海道のめざす姿の実現に向けた取組を進めていきます。

2 計画の性格位置付け

総合計画は、北海道行政基本条例に基づいて策定する、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画です。

3 計画の期間

2024（令和6）年度から概ね10年間とします。

4 計画の特色性格

<ビジョン型の基本的な構想を示す計画>

北海道の将来を長期的に展望した「めざす姿」と政策ごとの目標、さらには地域づくりの**基本方向を分かりやすく掲げ**や、その実現に向けた**道筋を明確に政策展開及び地域づくりの基本方向を示し掲げ**、道民や市町村をはじめ多様な主体と連携し、**とも共**に行動していくための指針となる**基本的な構想を示す**計画です。

また、総合計画は、政策の基本的な方向を示すものであり、個別具体的な施策や事業を示す特定分野別計画と一体的に推進します。

<道政の重要課題への対応を重点的に推進する計画>

特定分野別計画のうち、特に人口減少問題、強靱な北海道づくり、デジタル化や脱炭素化などの重要課題について、分野横断的に推進する計画を総合計画の重点戦略計画と位置付け、関連する施策を一体的に推進します。

<実効性の高い政策を着実に推進する計画>

様々な情勢変化に的確に対応していくとともに、直面する課題解決に向け、粘り強く取り組み、政策目標を達成するため、総合計画の推進管理を通じ、不断に政策の質の向上に努め、

1 着実に北海道を前へ進め各地域の持続的な発展につなげていきます。

2 また、**中期的な点検・評価の結果計画の推進状況**や社会経済情勢の変化なども踏まえなが
3 ら計画の見直しを行います。

4 <持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する施策を推進する計画>

5 **各地域の持続的な発展持続可能な社会の実現**に向けて、本道の潜在力を発揮するとともに、
6 人口減少問題をはじめとする重要課題に対応するなど、SDGsの理念と合致し、その達成
7 に資する施策を推進します。

9 5 計画の全体像

10 総合計画は、北海道の将来を長期的に展望し、概ね10年後の「めざす姿」を掲げ、その実
11 現に向けた政策展開と地域づくりの基本方向を総合的に示すものであり、個別具体的な施策・
12 事業については、総合計画とは別に策定する特定分野別計画や地域計画で示し、これらと一
13 体的に推進管理することにより、実効性を確保します。

